

ノ主張右記ノ通

事業主側

- 一、全員使用スルコト、シ
- 一、作業ノ有無ニ拘ラス一ヶ月間ニ對シ十五日分ノ日給ヲ支給スルコト

一、退職希望者ニハ手當二十八日分(五十六日也)支給スルコト
從業員側

- 一、全員使用スレコト、シ
- 一、作業ノ有無ニ拘ラス一ヶ月間ニ二十日分ノ日給ヲ支給スルコト

一、若シ解雇ノ場合ハ人員ヲ三人トシ手當全二百日ヲ支給スルコト

右及中(通)報候也

分

労働争議ニ関スル事

昭和六年十月廿七日 警視總監 真 倉 守 准

附為大分安達兼藏殿
社会會 三 民 官 殿

合資會社田中商会労働争議ニ關スル件 (解決)

要旨 數次交渉ノ結果二十日分ニ至リ六名ノ解雇見下 手當費用百五十圓
其ノ他ノ條件ヨリ解決セリ

前記労働争議ハ廿ノ後不徳ノ行動モナシ數次ニ亘ル交渉ノ結果
協議ニ依リ山崎ニ妥協成立シ別記條件ニヨリ解決セリ
不及申(通)報候也